山形県高等学校新人体育大会ソフトテニス競技組合せ規定

〈団体戦〉

1　次の点について考慮し組み合わせを行う。

①　同年度の山形県高等学校総合体育大会ソフトテニス競技の順位

②　同年度の山形県高等学校新人体育大会ソフトテニス競技各地区予選会の順位

③　同地区チームの振り分けバランス

2　次により第１～４シードを決定する。

(1) ①の順位に基づき、第１シードは１位校、第２シードは２位校とし、３位校については準決勝の対戦と異なるブロックのシードとする。

(2) シード順位は③に優先する。

(3) 上記の学校が出場しない場合は、その学校と同一地区の地区予選会最上位の順位の学校がシード権を得る。但しシード順位は第４シードとし、複数該当する場合は順次繰り上がる。

3　次により第５～８シードを決定する。

(1) トーナメント全体の地区バランスを優先する。

(2) ②の１位の学校を出来る限り考慮し、高いシード順位とする。

(3) (2)において第８シードまで決定出来ない場合は、②の２位の学校をもってシードを埋める。ただし、２によるシード権獲得校を抜いて順位を繰り上げない。

4　以降の抽選方法

(1) ③を出来る限り考慮し、決定する。

(2) 同一地区の初対戦は男女毎の各地区の参加校数と総大会参加校数(24)の比率に応じて決定する。

(3) ②の２位の学校を出来る限り考慮し、第５～８シードのブロックに入れる。
ただし、地区予選が２校以下の学校は該当せず、その学校は他地区の５位と同等とする。

(4) ②の３位の学校を出来る限り考慮し、第５～８シードのブロックに入れる。
ただし、地区予選が４校以下の学校は該当せず、その学校は他地区の５位と同等とする。

(5) ②において順位に差がある場合には、順位順に抽選していく。

(6) その他、問題点はその都度組合せ会議で検討、決定する。

〈個人戦〉

1　次の点について考慮し組み合わせを行う。

①　前年度の山形県高等学校新人体育大会ソフトテニス競技の成績

②　同年度の国民スポーツ大会山形県予選会の順位

③　同年度の山形県高等学校総合体育大会ソフトテニス競技の順位

④　同年度の山形県高等学校新人体育大会ソフトテニス競技各地区予選会の順位

⑤　同校チームの振り分けバランス

2　次により第１～16 シードを決定する。

(1) ①の１位ペアが出場する場合は、第１シードとする。

(2) ②の 16 位までの成績で決定し、獲得ポイントの高いものからシード順位を決定する。ペアのポイントは次の通りとし、一方のプレーヤーだけ出場の場合は半分をそのポイントとする。

１位	２位	３位	５～８位	９～16 位
50	40	30	20	10

(3) 校内事情によりペアの変更があった場合は、双方のプレーヤーの持つポイントを合算してペアのポイントとする。ただし、同ポイントを持つ変更がなかったペアよりシード順位を下げて扱う。
(4) 同ポイントの場合は③の結果を考慮して同ポイント内のシード順位を決定する。(2)に従い獲得ポイントを決定する。
(5) ⑤はシード順位に優先し、これによってシード順位に変更がある場合は、入ることが可能な最上位のシード順位とする。
(6) (4)においても同ポイントとなった場合は、抽選をする。抽選の場合、第５～第８シードにシード順位の差は存在しないものとして扱う。また、第９～12 シードも同様とする。第 13 シード以降は差が存在するものとして扱う。
(7) (6)において第 16 シードまで決定できない場合は、④の１位の順位をもってシードを埋める。各地区の順位は平等に扱い、②によるシード権獲得者を抜いて順位を繰り上げない。以下、２位、３位と順位順候補者を出し、シードを埋めていく。

３　以降の抽選方法
(1) ⑤を優先して決定する。
(2) 同一地区の初対戦は、男女毎の各地区の参加ペア数と総大会参加ペア数の比率に応じて決定する。
(3) 各シードの下には、④の順位の下位のペアが入ることとする。この場合の各シードとは、男女毎の大会参加総ペア数によって決定される。大会参加総ペア数が 64 以上であれば第 8 シードまで、それ以下の場合は第 4 シードまでをその対象とする。
(4) その他、問題点はその都度組合せ会議で検討、決定する。

本規定運用による組合せは、山形県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部常任委員会と各地区競技委員及び開催地区を中心として行う。なお、本規定は、平成 29 年度大会より適用する。

平成 03 年　　制　　定
平成 12 年 06 月 02 日一部改定
平成 29 年 02 月 11 日全面改定
平成 07 年 10 月 19 日一部改定
平成 14 年 10 月 05 日一部改定
令和 02 年 10 月 13 日一部改定(文言の統一)
令和 06 年 10 月 11 日一部改定